

## 都市計画法第43条に基づく許可 提出書類・図面のチェックリスト

※申請にあたっては、あらかじめ下記チェックリスト注意事項のとおり図面が作成されているか、添付忘れないか確認し、

□にチェックを入れたものを申請書に付けて提出してください。（添付が必要ない場合は、チェック欄に斜線を引いてください）

※審査の結果、チェックリストの注意事項以外について補正等が必要になる場合がありますので、ご容赦ください。

	名称	添付要件	注意事項	チェック
0	共通（図面）	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各図面で開発区域（申請区域）が朱書きにより明記されている</li> <li>・各図面に方位、縮尺、杭間距離の記載があり、また、相違がない</li> <li>・各図面の作成者が明記されている</li> <li>・各図書のタイトルが明記されている ※注：現況写真、各種構造図など記載漏れが多い</li> <li>・各図書の図面上の記号に対し凡例が明記されている</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
1	申請書	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新築」、「改築」、「用途変更」、「新設」について、該当するものを○で囲んでいる (例：用途変更を伴う新築の場合、「新築」と「用途変更」の両方を○で囲んでいる)</li> <li>・「4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号口から木のいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由」欄には、法令（条例）／該当理由 が正しく記載されている (例：政令第36条第1項第3号ハ／市条例第6条第1項第4号ウ／既存集合内に存する建築物で建築基準法別表第2（ろ）項に掲げる建築物)</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2	委任状	代理申請の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理人は申請行為を行う資格を有する者である</li> <li>・代理人の住所（所在）、氏名（法人名・代表者名）、郵便番号、電話番号、FAX番号（E-mailアドレス可）を記入、法人の場合は担当者名記入</li> <li>・申請内容に合った委任事項が記載されている (例：都市計画法第43条第1項ただし書の許可申請（訂正・受領含む）)</li> <li>・申請者（委任者）の住所、氏名、押印がある</li> <li>・申請地が明記されている</li> <li>・委任の日付が明記されている</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3	案内図	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の公共施設等が分かるものである</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
4	都市計画図	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原図又はカラーコピーされたものである</li> <li>・カラーコピーされたものを提出する場合、都市計画図（写し）と明示してある</li> <li>・方位、縮尺が記載されている</li> <li>・申請地が朱書きにより明記されている</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5	理由書	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築行為や用途変更を行い当該許可の申請を行う理由が記載されている</li> <li>・建築後20年未満で用途変更等を行う場合には、破産等のやむを得ない事由を有について記載するとともに、それらを証明する資料が添付されている</li> <li>・申請者の住所、氏名が明記されている</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6	土地全部事項証明書 (法務局で取得した原本)	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請時前6ヶ月以内のものである</li> <li>・正本に原本、副本に写しを添付している</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
7	建物全部事項証明書 (法務局で取得した原本)	既存建築物がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請時前6ヶ月以内のものである（登記されていない場合は、代わりに既存家屋証明書を提出）</li> <li>・正本に原本、副本に写しを添付している</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8	公図の写し (法務局で取得した原本)	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請時前6ヶ月以内のものである</li> <li>・開発区域（申請区域）が朱書きにより明記されている</li> <li>・正本に原本、副本に写しを添付している</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
9	土地・工作物の所有者の同意書 ※各同意者の印鑑証明書も提出	申請者以外の所有者がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同意者の現住所が、登記上や印鑑証明書の住所と異なる場合、転居がわかるもの（住民票など）が添付されている</li> <li>・開発区域外で工事がある場合（給排水埋設工事、ブロック塀等）、工事を行う土地の所有者の同意がある（開発区域の土地の同意書とは別に作成しても支障ない） ※注：関連する隣地の土地全部事項証明書を添付</li> <li>・開発区域の境界上に既存ブロック塀等があり改修又は土圧が掛かる盛土等を行う場合は当該隣地所有者の同意がある (開発区域の土地の同意書とは別に作成しても支障ない) ※注：関連する隣地の土地全部事項証明書を添付</li> <li>・開発区域の境界上に既存ブロック塀等があり改修等行わない場合は同意書の添付は不要であるが隣地の土地所有者に実施する開発行為の計画について説明した承を得ている</li> <li>・土地の所在及び地番、地目、地積、権利の種類、工作物の所在地番、家屋番号、用途、延べ面積が登記上と一致している</li> <li>・印鑑証明書は申請時前3ヶ月以内のものである</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

## 都市計画法第43条に基づく許可 提出書類・図面のチェックリスト

**都市計画法第43条に基づく許可 提出書類・図面のチェックリスト**

	名称	添付要件	注意事項	チェック
15	排水計画図 ※現況図に含めても可 ※今回工事で変更される内容を反映させる(排水ルート、浄化槽等)	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縮尺が1／1,000以上である</li> <li>・申請区域が朱書きで囲われている</li> <li>・方位が記入されている</li> <li>・隣地への雨水流出対策がされている(マウントアップ不可)</li> <li>・各種配管の材質、管径、勾配、流水方向が記載されている</li> <li>・管径及び勾配が適切に計画されている</li> <li>・管径の120倍以内に樹が設置されている ※注釈で管径の120倍以内に樹を設ける旨も記載すること</li> <li>・各種樹の材質、口径が明記されている(凡例表記可)</li> <li>・雨水最終樹のオーバーフロー管はΦ75以下で計画されている</li> <li>・汚水最終樹、雨水最終樹が明記されている</li> <li>・浄化槽を設ける場合、人槽が明記されている</li> <li>・排水計画(排水ルート等)が排水承認申請書の内容と相違ない</li> <li>・排水先が明記されている(道路側溝へ放流など)</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
16	排水接続断面図	市道側溝に放流する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水最終樹のオーバーフロー管はΦ75以下で計画されている</li> <li>・汚水最終樹、雨水最終樹のいずれも泥溜が150mm以上確保されている</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
17	雨水浸透樹等構造図	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回計画における寸法が明記されている(標準寸法は不可)</li> <li>・碎石に透水シート全周巻きされている</li> <li>・碎石の下部にフィルター層(砂)100mmが設けられている</li> <li>・碎石厚等の寸法が記載されている (例:トレンチ管の側面から左右碎石端までの寸法、トレンチ管の底面から碎石下端など)</li> <li>・接続している配管の径が記載されている</li> <li>・雨水浸透処理施設等について、白岡市開発行為等指導要綱細則第9条の基準に適合した構造、算定方法である(計算式を記載:別紙でも可)</li> <li>・システムパネルを使用する場合はメーカーの仕様のとおりに設計されている また、単位設計浸透量の算定は公益社団法人雨水貯留浸透技術協会が発行する 増補改訂 雨水浸透施設技術指針(案)の内容に基づき算出している ※カタログ等の添付要</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
18	雨水流出増加行為許可申請書の写し	開発区域が1ha以上の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」の許可内容と、排水計画に相違がない</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
19	浄化槽認定書	浄化槽を設ける場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の人槽の型式が記載されている場合、使用する人槽が分かるようマーキング等がされている</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
20	コンクリートブロック造擁壁等構造	コンクリートブロック造擁壁を設ける場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天端の処理(コンクリート又はモルタル)が明記されている</li> <li>・申請地及び隣地の地盤高が記載されている</li> <li>・各境界線名(道路境界線・隣地境界線)が正しく記載されている(水路の場合は隣地境界線)</li> <li>・ベース及びブロック部分の配筋(縦横のピッチ、鉄筋太さ)が明記されている</li> <li>・擁壁天端上にフェンス等を設置する場合、その種類・構造等が明記されている ※プレキャスト擁壁の場合などは構造上支障ないことが確認できるカタログ等の添付</li> <li>・土留機能を有するCB積は白岡市開発行為等指導要綱細則第2条の基準に適合した構造である (設計者が安全性を確認した場合は、その旨を図面に明記している) ※設計者が安全性を確認した場合でも建築基準法施行令第62条の8等の他法令に遵守していること</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
21	L型擁壁構造図	L型擁壁を設ける場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造計算等により安全性が確認されている(計算書提出) ※認定を受けているプレキャストの場合は認定書とカタログ等(設計条件が分かるもの)、設計条件を満たしていることが確認できる書類(地質調査、地盤改良設計等)を添付することで構造計算書は不要とする</li> <li>・認定擁壁の場合は、認定どおり施工条件、施工方法となっている</li> <li>・各種配筋(縦横のピッチ、鉄筋太さ)が明記されている</li> <li>・天端の処理(コンクリート又はモルタル)が明記されている</li> <li>・擁壁天端上にフェンス等を設置する場合、その種類・構造等が明記されている</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
22	排水承認申請書の写し	市が管理する道路、水路等へ放流する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水承認書の原本を副本に、原本の写し一式を正本に添付</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
23	占用許可(法定外公共物使用許可)の写し	市が管理する道路、水路等を占有する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・占用許可又は法定外公共物使用許可の原本を副本に、原本の写し一式を正本に添付</li> </ul>	<input type="checkbox"/>

都市計画法第43条に基づく許可 提出書類・図面のチェックリスト

【立地基準に関する追加書類】

	立地基準	添付要件	提出書類（注意事項）	チェック
1	法第34条第1号	医療施設	・医師、歯科免許の免許証の写し	<input type="checkbox"/>
2			・既存施設がある場合は、既存施設の開設許可証の写し	<input type="checkbox"/>
3		社会福祉施設	・法令の根拠等が確認できる資料	<input type="checkbox"/>
4			・施設の事業内容、利用者等が確認できる資料	<input type="checkbox"/>
5		物品販売店舗	・取引証明書（証明者が個人の場合は営業証明、法人の場合は法人登記簿謄本及び証明者の印鑑証明書を添付）	<input type="checkbox"/>
6			・チェーン加盟契約書	<input type="checkbox"/>
7	法第34条第4号	必須	・農産物の入手に関する資料 例）入手地域別一覧表（金額・数量）、取引証明書（証明者が個人の場合は営業証明、法人の場合は法人登記簿謄本及び証明者の印鑑証明書を添付）	<input type="checkbox"/>
8			・生産（販売）計画、収支計画、雇用計画、経営分布図等	<input type="checkbox"/>
9		申請者が農家	・農家証明書	<input type="checkbox"/>
10		設備機器がある場合	・設備機器等の配置計画、設備機器等の見積り	<input type="checkbox"/>
11		補助金を受ける場合	・対象となる補助金（補助制度）の資料	<input type="checkbox"/>
12	法第34条第9号	ドライバイン等	・取引証明書（証明者が個人の場合は営業証明、法人の場合は法人登記簿謄本及び証明者の印鑑証明書を添付）	<input type="checkbox"/>
13			・チェーン加盟契約書	<input type="checkbox"/>
14		給油所	・燃料の取引証明書（証明者の印鑑証明書を添付）	<input type="checkbox"/>
15			・油水分離槽の構造図	<input type="checkbox"/>
16	法第34条第12号 ①市条例第5条第1項第2号ア：線引前所有地自己用住宅 ②市条例第5条第1項第2号イ：市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅 ③市街化調整区域に線引前から居住する者の親族のための自己用住宅	必須	・住民票（申請者、長期居住者）、戸籍謄本（申請者、申請者と長期居住者の血縁関係を追える各親族のもの、長期居住者）、戸籍謄本の附票（長期居住者が転居等をしている場合）	<input type="checkbox"/>
17			・申請者が借家の場合	<input type="checkbox"/>
18		申請者が親族等と同居の場合	・現在居住している物件の建物全部証明書又は家屋証明書	<input type="checkbox"/>
19		長期居住者が市外在住の場合	・長期居住者の所在地に関する市街化調整区域証明書	<input type="checkbox"/>
20		登記が閉鎖されている場合	・土地閉鎖謄本（各基準の要件となる年数等が確認できるもの）	<input type="checkbox"/>
21	法第34条第12号 市条例第5条第1項第3号：市街化調整区域に長期居住する者の自己業務用建築物	必須	・住民票、附票	<input type="checkbox"/>
22	・20年以上居住する住所の位置図（申請地から50メートルの円を図示）		<input type="checkbox"/>	
23	法第34条第12号 市条例第5条第1項第4号：公共移転	必須	・移転対象となる既存建築物の建物全部事項証明書、家屋の課税（所在）証明	<input type="checkbox"/>
24			・移転対象となる既存建築物の建築確認通知書の写し、又は建築計画概要書	<input type="checkbox"/>
25			・移転対象となる既存建築物の現況写真	<input type="checkbox"/>
26			・事業者が発行した収用等を証明する書類	<input type="checkbox"/>
27	法第34条第12号 市条例第5条第1項第7号：集会所	必須	・自治会等規約、自治会等構成員名簿	<input type="checkbox"/>
28			・集会場建築にかかる自治会等の会議録	<input type="checkbox"/>
		補助金を受ける場合	・対象となる補助金（補助制度）の資料	<input type="checkbox"/>